

測量調査業務特記仕様書（案）

1 業務の目的

始良市複合新庁舎建設基本・実施設計業務を遂行するにあたり、建設敷地ほか道路及び隣接敷地の一部について測量を行い、敷地利用計画及び道路計画において配慮すべき用地等の現況を把握することを目的とする。

2 業務の対象

- (1) 建設敷地の地名地番
始良市宮島町 21 番地 5、6、7、8、9 及び 25 番地
- (2) 敷地面積
約 6,860 m²
うち、宮島町 25 番地は約 4,640 m²

3 業務の内容

- (1) 対象敷地及び周辺道路等の測量及び高低測量
- (2) 真北測定

4 業務の期限

「3 業務の内容」に示す成果品は、以下の期限内に提出すること。

- (1) 基本設計 2020 年 5 月 29 日（金）
- (2) 実施設計 2021 年 5 月 28 日（金）

5 成果品

- (1) 公図等転写図及び公図等転写連続図
- (2) 土地の登記記録調査票（一覧）
- (3) 地籍測量図転写図
- (4) 用地実測図原図及び用地平面図
- (5) 用地面積計算書
- (6) 復元箇所位置図
- (7) その他発注者が必要と認めるもの

6 その他

- (1) 受注者は、用地測量等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- (2) 受注者は、(1)の同意が得られたものにあつては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ発注者に報告するものとし、同意が得られない場合にあつては、その理由を付して、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。
- (3) 受注者は、用地測量等に従事するものの身分証明書を携帯しなければならない。
- (4) 測量法、国土調査法及び不動産登記法に準拠する。
- (5) 本仕様書に記載されない事項については、用地測量等共通仕様書（鹿児島県土木部）を適用するものとする。
- (6) 資料などの成果品に係る権利は、全て本市に帰属する。受注者は、成果品を他のいかなるものに対しても閲覧に供し、複写させてはならない。